

## 確定申告は正しくお早めに！

令和5年中の所得に対する「町県民税・国民健康保険税」の申告受け付けと申告相談を行いますので、この期間中にもれなく申告されますようお願いいたします。

なお、混雑を避けるため、できるだけ日程表による指定日にご来場ください。

申告期間
2月16日(金)～
3月15日(金)

### 申告相談について

#### 申告が必要な人

令和6年1月1日時点で益城町に住民票があり、次のいずれかに該当する人

- ①営業、農業などの事業収入、不動産収入(不動産の売却を除く)、その他収入がある人
- ②給与収入、公的年金収入のみの人で、所得控除の申告の追加などがある人(年末調整が済んでいない人など)
- ③令和5年中の収入がなく、益城町内に居住している人の税の扶養親族などになっていない人
- ④遺族年金・障害年金などの非課税収入のみで、益城町内に居住している人の税の扶養親族などになっていない人

#### 申告する必要がない人

- ①年末調整済みの給与収入のみ(勤務先から町へ報告済み)で、所得控除の変更がない人
- ②公的年金収入のみで、所得控除の変更がない人
- ③令和5年中の収入がなく、益城町内に居住している人の税の扶養親族などになっている人
- ④遺族年金・障害年金などの非課税収入のみで、益城町内に居住している人の税の扶養親族などになっている人

令和5年中の公的年金収入が400万円以下で、その他の所得が20万円以下の確定申告不要者に該当する人でも、町への申告(住民税申告)は必要です。

### 申告に必要なもの

- ・「マイナンバーカード」か「個人番号通知カード+本人確認書類(運転免許証、保険証など)」
- ・税務署から書類やハガキが事前送付された人は、その書類一式
- ・(所得税を口座振替で納付希望の人)通帳届け出の印鑑
- ・本人の口座番号がわかるもの
- ・源泉徴収票、支払証明書など
- ・事業所得、不動産所得などがある人は、収支内訳書
- ・社会保険料(国民年金や任意継続保険など)の払込証明書か領収証/生命保険、個人年金保険、地震(損害)保険料の控除証明書/寄附金控除の証明書(ワンストップ特例申請をしたふるさと納税分を含む)
- ・身体障害者手帳、戦傷病者手帳など

### 医療費控除を受ける人は…

「医療費控除の明細書」(税務署か役場税務課の窓口またはホームページで取得可)を事前に入手し、医療費のお知らせ、領収書などを基に集計して記入した上で持参してください。高額療養費などで補填される額がある場合も記入が必要です。

なお、医療費控除として使用した領収書は、5年間保存する必要があります。

### 町の申告相談会ではできない申告

- ・青色申告
- ・住宅ローン控除(年末調整で住宅ローン控除を受けている場合を除く)
- ・不動産や株の譲渡(売却)所得
- ・令和4年分以前の確定申告
- ・暗号資産(仮想通貨)・FXの申告